

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第121号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年6月14日 01時00分ごろ	
発生場所	和歌山県大島町潮岬南東方沖 (概位 北緯32°19′ 東経137°51′)	
事故等調査の経過	平成22年7月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報</p> <p>漁船 第十八^{わこ}和幸丸、19トン WK2-3670（漁船登録番号）、有限会社和幸水産</p> <p>船長、一級小型船舶操縦士 機関長、三級海技士（機関）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機燃料噴射ポンプ駆動継手損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、潮岬南東方沖を航行中、平成22年6月14日01時00分ごろ、主機が停止した。</p> <p>主機は、点検の結果、燃料噴射ポンプの継手部の可撓板^{かとう}が破損して燃料が吐出されないことが分かり、運転不能となった。</p> <p>本船は、船舶所有者に電話で救援を依頼し、翌15日に引船が来援してえい航され、16日和歌山県勝浦港に戻った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2</p> <p>海象：波高 約2.5m</p>	
その他の事項	<p>主機の燃料噴射ポンプは、6筒一体型で、ポンプ軸と駆動軸との継手部に、トルク変動を吸収する薄い可撓板を積層したものが挟まれ、駆動側と被駆動側で各2本のボルトによって締め付けられた構造であったところ、ボルトの1本が緩んで可撓板が破損していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、潮岬南東方沖を航行中、主機の燃料噴射ポンプ駆動継手が破損したため、燃料が吐出されなくなり、主機が運転不能となったものと考えられる。</p> <p>燃料噴射ポンプは、継手のボルトが緩んだまま運転されるうちに、可撓板のボルト穴に力がかかって変形し、破損したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、潮岬南東方を航行中、燃料噴射ポンプ駆動継手が破損したため、主機が運転不能となったことにより発生したものと考えられる。</p>	